

# 再発防止に向けた業務改善計画の対応状況について

2024年4月

関西電力株式会社

## 業務改善計画の概要

1	役職員の責任の所在の明確化	(1)経営責任 (4)嘱託等報酬の件 (2)新社長の就任 (5)監査役の報酬返上 (3)主な行為態様別の責任				
2	法令等遵守体制の抜本的強化	(1) 外部人材を活用したコンプライアンス体制の再構築 ① 「コンプライアンス委員会」「コンプライアンス推進室」の新設 ② 問題事象発生時の報告体制の整備				
	並びに   法令等遵守を重視する健全な組   織風土の醸成	(2) コンプライアンス意識の醸成・徹底 ① 役員の率先実行、役員および従業員の行動規範の確立 ② コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的な見直し ③ コンプライアンス等に係るトレーニング、研修の強化				
	工事の発注・契約に係る業務の適 切性及び透明性を確保するための 業務運営体制の確立	(1) 工事の発注・契約手続き等に係る仕組みの見直し ① 実施権限と契約権限の分離 ② 「調達等審査委員会」の新設				
3		(2) 工事の発注・契約手続き等に係る不適切な運用の禁止 ① 特定の個人や企業のみを対象とした工事の発注・契約等に係る事前情報提供の禁止 ② 事前発注約束につながる個別の工事の発注・契約等に係る金額の開示の禁止 ③ 元請会社の工事の発注・契約等に対する不適切な関与の禁止 ④ 特定の個人や企業に対する合理性のない特命発注の禁止 ⑤ 寄付金・協力金の不透明な拠出の禁止				
		(3)子会社からの発注の透明性確保 (4)不適切な事象が判明した取引先への厳正な対処				
4	上記を確実に実行し、定着を図る ための新たな経営管理体制の構 築	(1) 外部人材を活用した実効的なガバナンス体制の構築 ① 企業統治形態の見直し ② 外部の客観的な視点を重視した監督機能の強化 ③ 監査機能の強化				
		(2)原子力事業本部に対する実効的なガバナンス体制の構築 ①原子力事業本部に対する牽制と支援の強化 ②風通しの良い組織の創生に向けた取組み				

## ①「コンプライアンス委員会」「コンプライアンス推進室」の新設

- コンプライアンスに係る監督機能を強化するために、社長等執行から独立した「コンプライアンス委員会」を 取締役会直下の委員会として新設し、コンプライアンス推進計画等について、審議・承認を行っています。
- また、コンプライアンスに係る推進機能を強化するために、執行側に「コンプライアンス推進室」を総務室から 独立した組織として設置しています。(2020年4月10日新設)

◆「コンプライアンス委員会」(2020年4月28日設置:2024年4月1日現在)

•委員長(社外):菊地 伸 弁護士

•社外委員 : 松山 遙 弁護士、中谷 常二 近畿大学教授

: 関西電力㈱ 執行役社長 森 望 •社内委員

関西電力㈱ ССО 池田 雅章

## [開催状況]

2023年

3月20日「新電力顧客情報の漏えい及び不適切な取扱い」他

4月11日「公正取引委員会による調査結果と当社の対応」他

5月11日「新電力顧客情報の不適切な取扱いにかかる業務改善計画の提出」他 6月12日「石綿含有物取扱いに関する大阪労働局からの指導への対応」他 7月27日「独占禁止法に係る業務改善計画の提出」 9月 8日「原子力部門におけるコンプライアンス推進状況」他

12月11日「石綿対策の状況」他

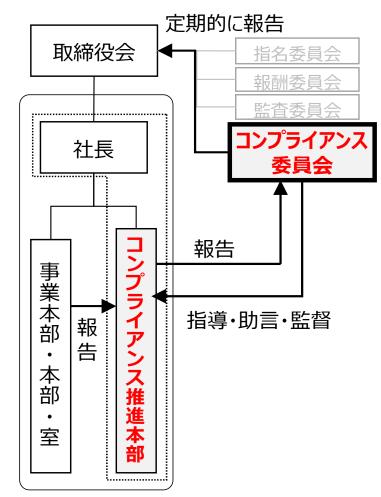
2024年

1月26日「スポット市場への誤入札等に係る再発防止策」

3月11日「施工管理技士の実務経験要件不備に関する状況報告」他 4月22日「新電力顧客情報の漏えい及び不適切な取扱いに係る調査報告書」

### ◆「コンプライアンス推進本部 |

- グループ全体のコンプライアンス推進やリスクマネジメント等、内部統制の抜本的な 強化が必要になる中で、これらの取組みを一元的に進めていくため設置(2023年7月1日)
- 内部統制・コンプライアンス推進計画の策定やコンプライアンス委員会の運営、 グループ会社も含めたコンプライアンスに係る研修、各種啓発ツールの企画、作成、配信等に、継続して取り組んでいます。



- ① 役員の率先実行、役員および従業員の行動規範の確立
- 改革を進めるにあたり、社長から全てのステークホルダーの皆さまに対する宣誓として、以下の4点をお約束し、それを役員が自らの言葉で従業員に伝え浸透を図るためのコミュニケーションを実施しています。
- また、当社グループの役員・従業員が遵守する行動規範として、社長宣誓の趣旨や贈答・接待の厳正化 について、関西電力グループ行動憲章に明記しました。
- ◆ ステーホルダーの皆さまに対する宣誓(2020年3月30日)
  - 1. 私は、関西電力グループのトップとして、「業績や事業活動をコンプライアンスに優先させることは断じてあってはならない」 と肝に銘じ、法令遵守はもとより、時代の要請する社会規範とは何かを常に「ユーザー目線」で考え、それに則って行動 し続けることを約束します。
  - 2. 私は、そのために必要であれば、いかなる社内慣行やルール、組織・体制等であっても、ためらうことなく、改めるべきを 改めていくことを約束します。
  - 3. 私は、これらを自ら徹底して実行し続けることによって、改革への強い意志を当社グループの隅々にまで拡げ、関西電力 グループ全体として、誠実で、透明性の高い開かれた事業活動を継続していくことを約束します。
  - 4. 私は、ステークホルダーのみなさまからの信頼を損なうような事態が発生したときには、速やかに原因究明と再発防止に 努め、自らの責任を明確にすることを約束します。

## ② コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的見直し

- コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的見直しとして、2021年3月に、新たな「経営理念」と、コンプライアンスを主要な要素と位置づけた「関西電力グループ行動憲章」を策定しました。
- 2019年12月に「贈答および接待の取扱いに関する規程」を制定し、「当社が贈答・接待を受ける場合」のルールを策定しました。また、2021年4月に、「当社が贈答・接待を行う場合」のルールについても定め、 適切に実施しています。
- 関西電力グループ行動憲章をコンプライアンスの観点から具体的に解説するものとして、コンプライアンスポリ シーを策定し、社内標準として制定しました。
- ③ コンプライアンス等にかかるトレーニング、研修の強化
- 役員については、社外の有識者と定期的に議論する場を設ける等、トレーニングの強化を図っています。また、コンプライアンス委員会等の指摘を踏まえ、年間の総稼動見込み時間の約5%(約100時間※)をコンプライアンス・ガバナンスに関する研修にあてることとしています。※研修当日に向けた文献調査等の事前準備や事後課題を含む

#### [内容]

•2023年10月:独占禁止法

・2023年12月:経営者倫理や経営者が備えるべきリーダーシップ

・2023年12月: 組織風土改革 など

○ 従業員についても、コンプライアンス委員会の社外委員監修のもと研修を実施しています(2020年度は当社全従業員、2021年度以降は関西電力、関西電力送配電、グループ会社従業員で実施)

#### [内容]

・2021年度:経営理念の活用を通じたコンプライアンス研修

・2022年度:具体的な局面において、行動の様々な可能性について考え抜く「モラルイマジネーション」の

手法を用いたコンプライアンス意識向上研修

・2023年度:『自分事』として考えるコンプライアンス研修(カードゲームを通じて事例を検討)

## ②「調達等審査委員会」の新設

- 工事の発注・契約に係る業務、寄付金・協力金に係る業務の適切性、透明性を確保するため、 外部の専門家等で構成される「調達等審査委員会」を設置し、子会社を含めた個別案件(調達、 寄付金)の審査等を行っています。
- 審議結果について、補足・解説を加え、社内ポータルサイトに掲載・周知し、再発防止に取り組んでいます。
- なお、2021年12月の委員会では、調達業務の適切性・透明性確保に関する進捗について、これまでの 委員会の審議・審査をもとに、「工事の発注・契約手続き等が、新たな仕組みやルールに基づき、着実に実 行されており、透明性の高い、責任ある調達活動が行われている。」との評価をいただきました。

◆「調達等審査委員会」(2020年4月28日新設:2024年4月1日現在)

·委員長(社外):瀧 洋二郎 弁護士

•社外委員 : 髙田 篤 公認会計士

石亀 篤司 大阪公立大学教授

·社内委員 : 池田 雅章 関西電力㈱ C C O

(コンプ。ライアンス推進本部を所掌する役員)

## [開催状況]

2023年

3月13日「子会社を含めた個別案件(調達、寄付金)の審査結果」

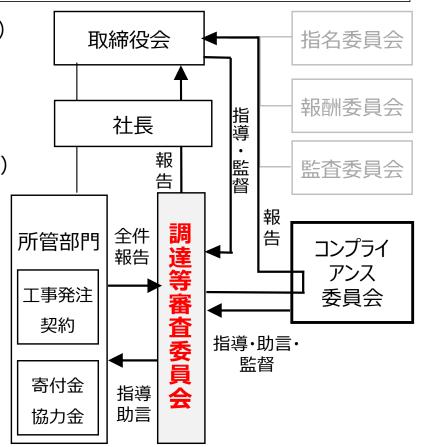
6月 8日「子会社を含めた個別案件(調達、寄付金)の審査結果」

9月 7日「子会社を含めた個別案件(調達、寄付金)の審査結果」

12月 6日「子会社を含めた個別案件(調達、寄付金)の審査結果」

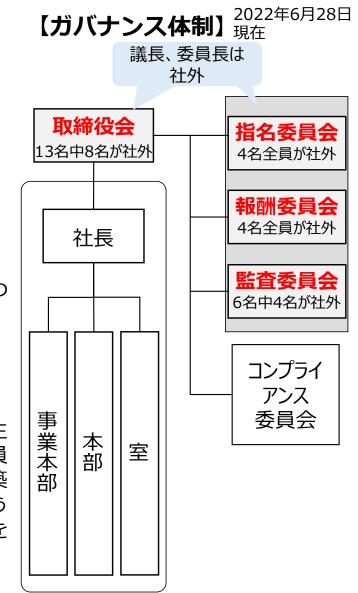
2024年

3月 7日「子会社を含めた個別案件(調達、寄付金)の審査結果」

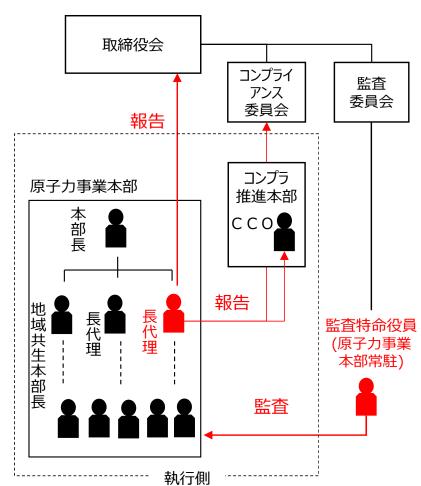


- 不適切な事象が判明した会社に対して、2020年3月30日に指名停止を含む厳正な取引先措置を実施するとともに、コンプライアンスやガバナンスに関する再発防止策を求め、それらの実行状況を、調達等審査委員会において確認してきました。
- 2021年12月に、以下の内容を経済産業省へ報告し、2022年1月12日に、調達等審査 委員会における評価と、それに関するコンプライアンス委員会の了承を経て、指名停止を実施している2社 の措置を解除しました。
- 指名停止を解除する2社については、引き続き、調達等審査委員会において、取引全数を審査するととも に、継続的に各社の再発防止策の運用状況を確認します。
- (4) 不適切な事象が判明した取引先への厳正な対処(2021年12月27日 経済産業省報告 抜粋)
  - ・ 2021年12月15日の調達等審査委員会において、再発防止策の運用状況について一定の進捗が確認されたことから、 その結果をコンプライアンス委員会(2021年12月22日)に報告し、運用状況の進捗について確認いただき了承を得た 後、取締役会(12月27日)に報告しました。今後、調達等審査委員会で再発防止策の運用状況の適切性に関する 審議を行った後、その審議結果をコンプライアンス委員会に付議したうえで、指名停止措置の解除の可否を判断します。
  - ・ 不適切な事象が判明した取引先に対して、発注を行う場合には、調達等審査委員会において、委員がその全件を抽出し審査を行います。

- 取締役会の監督機能を強化すべく、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した 実効的なガバナンス体制である指名委員会等設置会社へ移行しました。 (2020年6月25日)
- また、社外取締役が、執行側の意思決定の場に参加するなど、意思決定の客観性を高めています。
- ① 企業統治形態の見直し
- 指名委員会等設置会社に移行
- コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定。 また、2021年6月には「社長のあるべき姿像」の確認や相談役の廃止 等に関して、ガイドラインの見直しを実施
- ② 外部の客観的な視点を重視した監督機能の強化
- 取締役会の議長は、社外出身者の取締役会長が担う
- 指名・報酬・監査の法定3委員会の委員長は、独立社外取締役が担う
- 役員の人事処分について、指名委員会および報酬委員会における審議 を経て、取締役会で決定
- 役員退任後に顧問を委嘱する場合、委嘱の必要性、業務内容、報酬について、指名委員会および報酬委員会における審議を経て、取締役会で決定
- 第三者機関を活用した取締役会等の実効性評価を実施
- ③ 監査機能の強化
- 監査委員会の委員長が、コンプライアンスを含め様々な案件について主体的に調査し、取締役会に報告する仕組みとし、コンプライアンス委員会とあわせ、社長等執行に対し、複眼的に監査、監督できる体制を構築
- 監査委員会が監査の前提となる情報収集を適時かつ網羅的に行えるよう サポートする事務局として監査委員会室を設置。各部門の多様な職歴を 有する者で構成



- 原子力事業本部に、健全なガバナンスの効いた組織、風通しの良い組織になるよう、コンプライアンスと管理部門を所管する本部長代理を設置し、監査委員会スタッフとして、本部に常駐する監査特命役員を任命し、本部への監督、監査機能を強化しました。 (2020年6月25日)
- ① 原子力事業本部に対する牽制と支援の強化
  - コンプライアンス・管理部門を所管する職位として、 本部長代理を新設(原子力事業本部に常駐)本部のコンプライアンス推進状況について、コンプライアン ス推進本部長(= C C O)、コンプライアンス委員会および 取締役会に報告する
  - 原子力事業本部への監査機能の強化を目的に、監査委員会の スタッフとして、原子力事業本部に常駐する監査特命役員を 任命
  - 原子力事業本部のコンプライアンスに係る推進機能を強化 するため、「コンプライアンス推進グループ」を設置
  - 本部の主要な会議に、経営企画、経理、人財・安全部門等、 他部門の役員が参画



- 原子力事業本部が、健全なガバナンスの効いた組織、風通しの良い組織となるよう、取締役会等の原子力事業本部での開催や、社外を含む役員による原子力事業本部メンバーとの定期的な対話、他部門等との人材交流を進めています。
- ② 風通しの良い組織の創生に向けた取組み
  - 取締役会、コンプライアンス委員会等を、定期的に福井県美浜町所在の原子力事業本部にて開催
  - 組織の閉鎖性を払拭するため、社外役員や他部門の役員が、原子力事業本部の幅広い層との対話を実施
  - 将来の原子力事業を担う人材に他部門や社外での経験を付与するとともに、他部門の人材を受け入れ

[2023年8月24,25日 原子力事業本部での取締役会開催、社外取締役と従業員との対話等]



取締役会



従業員との対話



従業員への訓示

※2023年8月25日 新任の社外取締役を中心に大飯発電所視察も実施

# 業務改善計画の実行状況

	内容	実施時期(表記が無いものは 2020年)	
	健全かつ適切な業務運営に取り組むための法令等遵守体制の抜本的な強化ならびに法令等遵守を重視する 健全な組織風土の醸成		
1	(1)外部人材を活用したコンプライアンス体制の再構築 ①「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス推進室」の新設 ②問題事象発生時の報告体制の整備	①委員会:4/28済、推進室:4/10済 ②6/29済	
	(2) コンプライアンス意識の醸成・徹底 ①役員の率先実行、役員および従業員の行動規範の確立 ②コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的な見直しの方向性決定 ③コンプライアンス等に係るトレーニング、研修の強化 ④コンプライアンス意識等に関する調査(年1回実施)	①3/30済 ②6/22済、21/3/26経営理念等策定 ③6/22済 ④11/4~25済	
2	工事の発注・契約に係る業務の適切性および透明性を確保するための業務運営体制の確立		
	(1) 工事の発注・契約手続き等に係る仕組みの見直し ①実施権限と契約権限の分離 ②「調達等審査委員会」の新設	①6/25済 ②4/28済	
	<ul><li>□ ②事前発注約束につながる個別の工事の発注・契約等に係る金額の開示の禁止</li><li>③元請会社の工事の発注・契約等に対する不適切な関与の禁止</li></ul>	①~④4/24済、6/23改正	
	④特定の個人や企業に対する合理性のない特命発注の禁止 ⑤寄付金・協力金の不透明な拠出の禁止	⑤4/24、28済、6/23改正	
	(3)子会社からの発注の透明性確保(ルールの見直しなど厳正化)	6/19済、調達等審査委員会で確認済	
	(4)不適切な事象が判明した取引先への厳正な対処	3/30済、 22/1/12 2社の指名停止の解除	

	内容	実施時期 <sup>(表記が無いものは</sup> 2020年)	
	新たな経営管理体制の構築		
3	(1)外部人材を活用した実効的なガバナンス体制の構築 ①企業統治形態の見直し ②外部の客観的な視点を重視した監督機能の強化 ③監査機能の強化	6/25済	
	(2)原子力事業本部に対する実効的なガバナンス体制の構築 ①原子力事業本部に対する牽制と支援の強化 ②風通しの良い組織の創生に向けた取組み	①6/25済 ②6/25、9/28済	
4	その他		
	(1)子会社における金品受取りの新たな事実 ①内部通報をきっかけとした調査の実施 ②①を踏まえた追加調査 ③追加調査を踏まえた取組み事項 a.関西電力社長からグループ各社の役員および従業員に対セージ発信 b.役員トレーニングのグループ各社への展開 c.調達等審査委員会による子会社からの発注案件に対する個別審査	①7/22済 ②10/6済 ③a.10/7済 b.11/16済 c.12/14済	